

◎新潟県告示第1268号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年3月28日新潟県告示第360号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上川茂(2)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）